

学校における働き方改革推進プラン

令和元年8月29日
真岡市教育委員会

1 策定の趣旨

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取りまく課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

一方で、教員の長時間勤務が大きな課題となっており、平成31(2019)年1月には、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が出され、働き方改革に関する方策等が示されました。

栃木県教育委員会においても、平成30年度に実施したアンケートにおいて、教職員の長時間勤務が一層深刻となっていることが明らかとなり、早急な改善が求められています。

新学習指導要領の全面实施を控え、教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、これまでの学校での働き方を積極的に見直し、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

真岡市教育委員会では、全ての教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して本プランを策定し、学校における働き方改革を推進していきます。

2 取組の方向性

学校における働き方改革の推進のためには、まず、管理職による勤務時間の適正な管理と一人一人の教員が勤務時間を意識した働き方をすることが大切になります。さらに、教員自身がワーク・ライフ・バランスをとり、限られた時間の中で、学習指導や児童・生徒指導、自己研鑽に効率よく取り組むという意識のもとに、業務改善を図ることが重要となります。こうした取組は、これまで是としていた働き方全体を大胆に見直すことでもあるため、教員個人の努力のみで進められるものではなく、管理職のリーダーシップと学校運営のマネジメントがあって、初めて実現可能となるものです。

こうした考え方にに基づき、今回のアンケート結果及び国や県が示す具体的な方策等も踏まえながら、真岡市教育委員会では、以下の点を「学校における働き方改革」推進のための重点項目とします。

- (1) 勤務時間の適正化
- (2) 意識改革
- (3) 業務改善
- (4) 部活動指導の負担軽減
- (5) 学校運営体制の充実

3 プランの目標

- 1 月の時間外勤務の上限45時間（1日あたり2時間15分）を目指しつつ、2021年度までに、月の時間外勤務が80時間（1日あたり4時間）を超える教員の割合を0%にします。
- 2 業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やします。

4 プランの期間

令和元年8月29日～令和4年3月31日

5 働き方改革推進のための取組

本プランの目標を達成するために、教育委員会と各学校が一体となって以下の取組を推進します。

	真岡市教育委員会における取組	各学校における取組
(1) 勤務時間の適正化	①勤務時間の管理方法の提示 ②長期休業中の学校閉庁日の設定	①教職員の出・退勤時刻の把握 ②最終退勤時刻の設定 ③長期休業中の学校閉庁日の設定
(2) 意識改革	①研修の実施	①発想の転換 ②「業務の適正化」という意識の徹底 ③先に退勤することへの抵抗感の低減 ④教職員評価の活用
(3) 業務改善	①研修や会合、調査等の見直し ②授業改善等の支援の充実 ③ICTの活用 ④学校事務共同の実施	①目標や方針の明確化 ②業務の役割分担の明確化・適正化 ③業務の洗い出し・可視化 ④地域・保護者・関係機関との連携 ⑤話し合いの場の設定
(4) 部活動指導の負担軽減	①「部活動の在り方に関する方針（真岡市教育委員会）」の徹底 ②部活動指導員の配置要望 ③外部指導者の配置 ④関係機関への協力要請	①適切な活動時間・休養日の設定 ②外部指導者の活用
(5) 学校運営体制の充実	①管理職の取組への支援 ②小・中学校における指導助手の配置及び非常勤講師の要望 ③教職員の加配（学力向上、課題解決、児童・生徒指導、外国語専科、少人数）配置への要望 ④学力向上推進リーダーの配置への要望 ⑤各中学校区へのスクールカウンセラーの配置 ⑥スクールソーシャルワーカーの配置 ⑦保護者・地域・関係機関との連携 ⑧健康管理やストレスチェックの実施	①組織マネジメントの実施 ②地域との連携 ③職場環境づくり

【真岡市教育委員会における取組】

真岡市教育委員会では、各学校における働き方改革の推進を支援・促進するため、以下の取組を実施していきます。

（１）勤務時間の適正化

① 勤務時間の管理方法の提示

- ・教職員の勤務時間の管理に当たっては、県教育委員会で作成した「勤務時間管理のための記録シート」を提示します。また、教職員の勤務時間について、定期的に把握していきます。

② 長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・平成30年度から開始した、夏期休業中の学校の閉庁日（お盆期間8月13日～8月16日）を引き続き実施していきます。

（２）意識改革

① 研修の実施

- ・学校経営研修（校長）、教頭研修、主幹教諭・教務主任研修等に、勤務時間を意識した働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性の視点等に関する内容を加え、教員の意識改革を図ります。

（３）業務改善

① 研修や会合、調査等の見直し

- ・研修や会合等について、目的やねらい、必要性の観点から精選を行うとともに、時期や対象者や目的等に重複が見られる研修や会合等は、統合を検討します。また、実施方法の工夫や改善に努めます。
- ・真岡市教育委員会が実施する調査について、必要性の検討を行うとともに、重複する調査・項目の解消を図ります。
- ・作文・絵画コンクール等の作品募集については、教育委員会が後援しているもの等、内容を見直していきます。

② 授業改善等の支援の充実

- ・各学校が実施する授業研究や学校組織マネジメント等の校内研修を支援します。

③ ICTの活用

- ・指導要録や小学校における出席簿の電子化、及び統合型校務支援システムの導入等、ICTの効果的な活用方法について検討します。

④ 学校事務共同の実施

- ・学校事務共同を実施し、教員の事務負担軽減や学校経営全般に係る支援を図ります。

（４）部活動指導の負担軽減

① 「部活動の在り方に関する方針（真岡市教育委員会）」の徹底

- ・「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年9月）を受け、2月に「部活動の在

り方に関する方針（真岡市教育委員会）」を示しました。市内各中学校への周知徹底を図り、方針に基づく中学校部活動改革の取組を推進します。

② 部活動指導員の配置への要望

- ・部活動指導員は、技術面の指導だけでなく単独での指導や引率が可能になる等教員の負担軽減の効果が期待できることから、その任用・配置について県に要望していきます。

③ 外部指導者の配置

- ・部活動負担の軽減を図るため、保護者、地域と連携して、各学校に外部指導者を配置します。

④ 関係機関への協力要請

- ・県中学校体育連盟や県中学校文化連盟等の関係機関に対して、スポーツ庁のガイドライン、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」の徹底や大会、コンクールの見直しを要請します。

(5) 学校運営体制の充実

① 管理職の取組への支援

- ・1市4町の教育委員会が主催する校長、教頭を対象とした研修において、働き方改革に関する内容を取り入れ、各学校における働き方改革の主体的な取組を支援します。

② 小・中学校における指導助手の配置及び非常勤講師の要望

- ・指導助手の配置や非常勤講師の配置への要望を行い、学習指導や児童・生徒指導の支援や業務の負担の軽減を図ります。

③ 教職員の加配（学力向上、課題解決、児童・生徒指導、外国語専科、少人数）配置への要望

- ・学習指導や児童・生徒指導における教職員の負担軽減のため、加配の配置を要望します。

④ 学力向上推進リーダー配置への要望

- ・真岡市内の小中学校教員の指導力向上を図るために、学力向上推進リーダーの配置を要望します。

⑤ 各中学校区へのスクールカウンセラーの配置

- ・各中学校区へのスクールカウンセラーを配置し、連携して児童生徒の抱える問題に対応できるよう体制を整備します。

⑥ スクールソーシャルワーカーの配置

- ・教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が抱える問題に対して、学校や保護者と協力しながら解決を図ります。

⑦ 保護者・地域・関係機関等との連携

- ・学校における働き方改革の普及・啓発のため、保護者や地域に対して、学校における働き方改革推進プラン（真岡市教育委員会）を周知していきます。
- ・学校支援ボランティアコーディネーターを配置し、学校の要望に沿った学校支援ボランテ

ィアの調整を図ります。

- ・読み聞かせや家庭科の授業支援等学校支援ボランティアと連携し、学校教育の充実を図ります。

⑧ 健康管理やストレスチェックの実施

・健康管理

健康診断の実施、要精検と判定された者への精検受診の推奨、健康への関心を高める取組等を、公立学校共済組合と連携しながら実施します。

・ストレスチェックの実施

ストレスチェックにより、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調を未然に防止します。

【各学校における取組】

各学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら組織的に推進する必要があります。

(1) 勤務時間の適正化

① 教職員の出・退勤時刻の把握

- ・教職員の出・退勤時刻を「勤務時間管理のための記録シート」等を活用し、勤務時間を把握します。

② 最終退勤時刻の設定

- ・1日の時間外勤務が4時間を超えないよう最終退勤時刻を設定します。
- ・月の時間外勤務時間が80時間を超えた教職員には、管理職が面談を行い、必要があれば校務分掌を見直して平準化を図る等、適切に対応します。

③ 長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・長期休業中に年間3日以上为学校閉庁日を設定します。その際には、教職員が勤務しないことを申し合わせ、保護者・地域に周知します。

(2) 意識改革

① 発想の転換

- ・「業務を精選・効率化して退勤時刻を早める」という発想から「退勤時刻を決めて、その時刻に間に合うよう業務を精選・効率化する」という発想に転換します。

② 「業務の適正化」という意識の徹底

- ・一つ一つの業務について、「これは必須の業務か」という観点から見直します。
- ・「必須の業務」でないものについては、積極的に削減や簡素化等を図ります。

③ 先に退勤することへの抵抗感の低減

- ・定時退勤日を一人一人が異なる日に設定できる仕組みを作る等の工夫をして、先に退勤することへの抵抗感を低減します。

④ 教職員評価の活用

- ・組織や自己の業務改善や、時間を意識した働き方について、教職員評価を活用した意識改革を図ります。

(3) 業務改善

① 目標や方針の明確化

- ・校長は、学校の重点目標や経営方針の明確化に努め、教職員が真に必要な業務に注力できるようにします。

② 業務の役割分担の明確化・適正化

- ・学校が担うべき業務、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務等、役割分担の明確化・適正化を図り、業務改善を推進します。

③ 業務の洗い出し・可視化

- ・期間を決めて、一人一人が、何の業務に、どれだけ時間をかけているのかを記録します。
- ・記録は繰り返し行い、改善すべき業務の探索や業務改善の効果の検証に活用します。

④ 保護者・地域・関係機関との連携

- ・学校経営方針を保護者・地域住民に周知し、共有を図ります。
- ・地域・保護者や福祉部局・警察等関係機関との情報共有を緊密に行いつつ、適切な役割分担を図るよう努めます。

⑤ 話し合いの場の設定

- ・教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う場を設定します。
- ・管理職は、業務の適正化についての意見が出やすい雰囲気づくりに努めます。

(4) 部活動指導の負担軽減

① 適切な活動時間・休養日の設定

- ・真岡市教育委員会が平成31(2019)年2月に策定した「部活動の在り方に関する方針」に則り、活動時間・休養日を以下のとおり適切に設定します。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とします。
- ・休養日は、学期中は、週当たり2日以上(平日1日、週末1日以上)とします。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休養期間を設けます。

② 外部指導者の活用

- ・部活動指導の負担軽減を図るために、保護者・地域とも連携して、外部指導者等を効果的に活用します。

(5) 学校運営体制の充実

学校における働き方改革を進めるに当たっては、校長のリーダーシップとマネジメントが極めて重要となります。

① 組織マネジメントの実施

- ・校内の中心となって業務改善を進める委員会を校務分掌に位置付け、年間を通じて組織的な業務改善のPDCAサイクルを確立します。
- ・校内委員会のメンバーは、総務・財務に通じる専門職である事務職員をはじめ、校内の様々な立場の教職員が参画できる構成となるよう配慮します。

----- 校内委員会のメンバー例 -----

- ・教頭または主幹教諭（責任者）
- ・地域連携教員、事務職員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員 等
- ・学年や部等の各組織の代表者

- ・ミドルリーダー（学校運営の中核となる人材）を計画的に育成し、適所に配置する等して、学校の教育目標をより効果的に達成できる組織体制の構築に努めます。
- ・業務改善の取組を学校の組織力の向上や教職員一人一人の資質・能力の向上の機会と捉え、全校体制で積極的に取り組みます。

② 地域との連携

- ・地域と連携しながら、学校支援ボランティア等を活用します。

③ 職場環境づくり

- ・教職員間のコミュニケーションの円滑化と互いに支え合う雰囲気醸成に努めます。
- ・教職員一人一人の事情に配慮した声かけを行う等、休暇を取得しやすい雰囲気醸成に努めます。